



宮 崎 県 公 報

平成19年6月11日(月曜日) 第 1886 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 1

公 告

○公文書開示等の状況…………… (総務課) 1

○個人情報保護制度の運用状況…………… (総務課) 2

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 3

○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3

○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“ ”) 4

○入札公告…………… 4

正 誤

○平成19年3月30日付け県公報(号外第32号)中…………… 4

告 示

宮崎県告示第 534号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成19年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 指定 番号 | 申請者 氏 名 | 位 置 | 道路の概要 (メートル) | | 指 定 年月日 |
|--------------|------------|-------------------------------------|-----------------|----------------|--------------------|
| | | | 幅員 | 延長 | |
| (小林) 19-1 | 松本美喜 男 | 小林市大字細野字 八反4456番14、44 56番20 | 5.00 4.50 | 28.36 37.06 | 平成19 年5月 11日 |
| (小林) 19-2 | 門松政勝 | 小林市大字堤字内 侍塚3510番5、同 番8、3512番4 | 6.00 | 81.90 | 平成19 年5月 11日 |

公 告

宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)第26条の規定により、平成18年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成19年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 公文書の開示請求の処理状況

| 請求書 受付 件 数 | 決 定 等 の 内 訳 | | | | | | 合 計 |
|------------------|-------------|----------|-----|-----|----|-----|-----|
| | 開示 | 部分 開示 | 不開示 | 不存在 | 却下 | 取下げ | |
| 422 | 322 | 97 | 12 | 60 | 0 | 16 | 507 |

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

| 区 分 | 個 人 | 法人その他の団体 | 合 計 |
|-----|-----|----------|-----|
| 県 内 | 258 | 29 | 287 |
| 県 外 | 79 | 56 | 135 |
| 小 計 | 337 | 85 | 422 |

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況

| 実施機関 | 決定 等の 件数 | 決 定 等 の 内 訳 | | | | | |
|------|----------------|-------------|----------|-----|-----|----|-----|
| | | 開示 | 部分 開示 | 不開示 | 不存在 | 却下 | 取下げ |
| 知 | 総合政策本部 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 総 務 部 | 20 | 9 | 3 | 0 | 5 | 1 |
| | 地域生活部 | 14 | 3 | 6 | 0 | 5 | 2 |
| | 福祉保健部 | 33 | 17 | 10 | 2 | 3 | 1 |
| | 環境森林部 | 32 | 17 | 9 | 3 | 1 | 2 |
| | 商工観光 労働部 | 37 | 36 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 農政水産部 | 29 | 20 | 8 | 0 | 1 | 0 |
| 事 | 土 木 部 | 211 | 135 | 40 | 1 | 27 | 8 |
| | 出納事務局 | 7 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 小 計 | 385 | 245 | 76 | 6 | 44 | 14 |

| | | | | | | | |
|---------------------|-----|-----|----|----|----|---|----|
| 教 育 委 員 会 | 26 | 20 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 45 | 37 | 5 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 人 事 委 員 会 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 査 委 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 安 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警 察 本 部 長 | 21 | 9 | 5 | 3 | 3 | 0 | 1 |
| 労 働 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収 用 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 営 企 業 者 管 理 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病 院 事 業 者 管 理 | 26 | 8 | 9 | 3 | 6 | 0 | 0 |
| 地 方 三 公 社 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 507 | 322 | 97 | 12 | 60 | 0 | 16 |

4 不服申立ての件数
1 件

5 不服申立ての処理状況

| 不服申立ての案件 | 実 施 機 関 | 不 服 申 立 て 年 月 日 | 公 文 書 開 示 会 審 査 | | | 不 服 申 立 て 対 する 決 定 | |
|--|---------|-----------------|-----------------|------------|-----------|--------------------|-----------|
| | | | 諮 問 年 月 日 | 答 申 年 月 日 | 答 申 の 内 容 | 決 定 年 月 日 | 決 定 の 内 容 |
| 「平成15年度から平成17年度の県内全農協における不詳事件等の概要」の開示決定に対する異議申立て | 知 事 | 平成18年6月22日 | 平成18年6月28日 | 平成19年1月31日 | 決定は妥当である | 平成19年3月6日 | 棄却 |

6 県民情報センターの利用状況

| 利用者数 | 情報相談 | 資料閲覧 | 資料貸出 |
|--------|-------|-------|-------|
| | 人 数 | 人 数 | 冊 数 |
| 10,016 | 2,334 | 6,890 | 1,464 |

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、平成18年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成19年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況

| 請求書受付件数 | 決 定 等 の 内 訳 | | | | | | 合 計 |
|---------|-------------|---------|-------|-------|-----|-------|-----|
| | 開 示 | 部 分 開 示 | 不 開 示 | 不 存 在 | 却 下 | 取 下 げ | |
| 24 | 15 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 25 |

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況

| 実施機関 | 決定等の件数 | 決 定 等 の 内 訳 | | | | | |
|---------------|---------|-------------|---------|-------|-------|-----|-------|
| | | 開 示 | 部 分 開 示 | 不 開 示 | 不 存 在 | 却 下 | 取 下 げ |
| 議 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 知 事 | 総合政策本部 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 総 務 部 | 5 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| | 地域生活部 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 福祉保健部 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 環境森林部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 商工観光労働部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 農政水産部 | 3 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 土 木 部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 出納事務局 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小 計 | 16 | 12 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| 教 育 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 人 事 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|----|----|---|---|---|---|---|---------------------|----|-----|
| 監 査 委 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 公 安 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 公 安 委 員 会 | 0 | 0 |
| 警 察 本 部 長 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 警 察 本 部 長 | 0 | 0 |
| 労 働 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 労 働 委 員 会 | 0 | 0 |
| 収 用 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 収 用 委 員 会 | 0 | 0 |
| 海 区 漁 業 調 整 委 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 0 | 0 |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 | 0 | 0 |
| 公 管 理 企 業 者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 公 管 理 企 業 者 | 0 | 0 |
| 病 院 事 業 者 | 5 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 病 院 事 業 者 | 0 | 0 |
| 合 計 | 25 | 15 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 合 計 | 50 | 826 |

(2) 口頭による開示請求(簡易開示)の実施状況

| 実 施 機 関 | | 該 当 試 験 数 | 開 示 件 数 |
|---------------|---------------|-----------|---------|
| 議 会 | | 0 | 0 |
| 知 事 | 総 合 政 策 本 部 | 0 | 0 |
| | 総 務 部 | 1 | 0 |
| | 地 域 生 活 部 | 0 | 0 |
| | 福 祉 保 健 部 | 17 | 68 |
| | 環 境 森 林 部 | 2 | 0 |
| | 商 工 観 光 労 働 部 | 6 | 9 |
| | 農 政 水 産 部 | 5 | 1 |
| | 土 木 部 | 1 | 0 |
| | 出 納 事 務 局 | 0 | 0 |
| | 小 計 | 32 | 78 |
| 教 育 委 員 会 | | 5 | 482 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | | 0 | 0 |
| 人 事 委 員 会 | | 13 | 266 |
| 監 査 委 員 | | 0 | 0 |

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(定め告示したもの)が対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 保有個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 不服申立ての件数
0件

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第3号)第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 免税証の種類
100ℓ券
- 用途
船舶
- 記号及び番号
G7600915~G7600922
- 有効期間
平成19年2月7日から平成20年2月6日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
延岡アポロ石油株式会社出北給油所
- 紛失年月日
平成19年2月20日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、岡富土地改良区(延岡市)から平成19年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成19年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 地区名 | 市町村名 | 事業名 | 完了年月日 |
|-----|------|-------------|------------|
| 宮ノ原 | 三股町 | 農地保全整備事業 | 平成19年3月26日 |
| 弥五郎 | 都城市 | 中山間地域総合整備事業 | 平成19年5月2日 |
| 横盤平 | 都城市 | ため池等整備事業 | 平成19年5月8日 |

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。
平成19年6月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 デジタル方式胃がん検診車 1台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成20年2月20日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成19年宮崎県告示第339号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類(医療機器及び理化学機器)のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて概ね1日以内に提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成19年7月17日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 期間 平成19年6月11日から平成19年7月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成19年6月11日から平成19年7月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成19年6月27日午前11時

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成19年7月23日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟総務事務センター入札室
- (2) 日時 平成19年7月24日午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Mobile Stomach Cancer Screening Unit 1 vehicle
- (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.23 July 2007
- (3) Contact point for the notice: Office Equipment Section Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208

正 誤

併せて掲載する(中略) (中略) (中略)

| ク | カ | キ | ク | コ |
|---|---|---|------|------|
| 川 | 十 | 一 | 「吏員」 | 「職員」 |